

株式会社ファーストリテイリング 内部統制システムの構築に関する基本方針

1. FR グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社並びに当社及びその子会社からなるファーストリテイリンググループ（以下「FR グループ」といいます。）各社の取締役及び執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）は、自ら「経営理念」、「FAST RETAILING WAY」（以下「FR WAY」といいます。）、「ファーストリテイリンググループ コードオブコンダクト」（以下「FR コードオブコンダクト」といいます。）、及びその他の会社内部規程を遵守し、FR グループにおける企業倫理・コンプライアンスの徹底を率先して実行します。また、社会の変化、事業活動の変化及びFR コードオブコンダクトの運用状況に応じて、各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保します。
- (2) 当社は、法務部門担当執行役員または法務部長をコンプライアンス責任者として任命し、FR グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の解決に努めます。
- (3) 当社は、社外取締役を複数名選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図ります。当社及びFR グループ各社の監査役は、自己が監査役に就任している会社の取締役会に出席し、取締役等に対して適宜意見を述べることができます。また、当社及びFR グループ各社の取締役等は、必要に応じ外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止し、かつそのために必要な措置を実施します。当社及びFR グループ各社の取締役等が他の取締役等の法令違反行為を発見した場合は、直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

2. FR グループの従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びFR グループ各社の取締役等は、当社及びFR グループ各社の従業員が、経営理念、FR WAY、FR コードオブコンダクト、及びその他の会社内部規程を遵守するよう体制を構築し、コンプライアンスに関する教育、啓発を当社及びFR グループ各社の従業員に行い、これを遵守させます。
- (2) 当社は、FR グループの内部統制システムの監査を行う監査部門と、FR グループのコンプライアンスの統括部署として法務部門を設置します。
- (3) 当社及びFR グループ各社の取締役等は、当社における法令違反その他コンプライアンスに関する事実を発見した場合には直ちに他の取締役等に報告し、重大な法令違反については直ちに監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。
- (4) 当社は、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、当社及びFR グループ各社の取締役等及び従業員が利用可能な社内通報システム（以下「ホットライン」といいます。）を整備します。
- (5) 弁護士等の社外専門家を含むメンバーにより構成されるコードオブコンダクト委員会は、コンプライアンス遵守体制とホットラインの運用について定期的に見直し、改善を行います。当社及びFR グループ各社の取締役等は、ホットラインの運用について問題があると認めるときは、コードオブコンダクト委員会に意見を述べ、改善を求めることができます。

3. FR グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及びFR グループ各社の取締役等の職務執行に係る以下の文書については、法令・定款のほか、取締役会規程、文書管理規程及び機密情報取扱ガイドラインに基づき、その意思決定プ

プロセス及び業務執行プロセスを証跡として残し、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、法令上要求される保管期間内は閲覧可能とします。

- ①株主総会議事録と関連資料
- ②取締役会議事録と関連資料
- ③取締役等が主催する重要な会議の議事録と関連資料
- ④その他重要な従業員が主催する重要な会議の議事録と関連資料

4. FR グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、FR グループ各社に対して直接または間接に経済的損失をもたらす可能性、事業の継続を中断もしくは停止させる可能性、または当社及びFR グループ各社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性のあるリスクを定期的に分析し、その管理体制を整えます。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役または代表取締役が指名する取締役等を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士、公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止めます。

5. FR グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及びFR グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社において、複数名の社外取締役が在籍する取締役会を月 1 回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。また、FR グループ各社（取締役会の存在会社に限り）においても、取締役会を法律に従って適切に開催します。
- (2) 当社及びFR グループ各社は、各社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、事前に当社代表取締役を議長とする経営会議（月曜会議）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。
- (3) 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、当社取締役会決議により定められた各執行役員の職務分掌に従い、効率的かつ適正に行います。

6. FR グループの財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及びFR グループ各社の財務報告について信頼性及び資産の取得・保管・処分の適正さを確保するためのシステム及び継続的にモニタリングする体制を整備します。また、開示委員会を設置し、当社及びFR グループ各社が適時適正な情報開示を行う体制を整備します。

7. 当社及びFR グループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びFR グループ各社における業務の適正を確保するため、経営理念、FR WAY、及びFR コードオブコンダクトをFR グループ各社に適用する行動指針として位置づけ、これを基礎として、FR グループ各社で諸規程を定めます。

経営管理については、FR グループ各社の経営の自主性・自律性を尊重しつつ、関係会社管理規程を定め、重要案件の当社による決裁及び当社への報告制度による関係会社経営の管理を行い、必要に応じてモニタリングを行います。

FR グループ各社の取締役等は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に報告します。

- (2) FR グループ各社の取締役等は、経営管理、経営指導内容が法令に違反し、または各国の企業

倫理上問題があるなど、コンプライアンス上の問題がある場合、監査部門または法務部門に報告します。報告を受けた監査部門または法務部門は監査役、代表取締役、及びコンプライアンス責任者に、改善を求めることができます。

8. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びに当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役会が求めた場合、監査役の職務を補助すべき従業員に関する規程を定め、監査役の職務を補助すべき者として、当社の従業員または弁護士、公認会計士など監査役補助者として相応しい者を任命します。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役等からの独立性を確保します。
- (2) 監査役補助者は当社業務の執行にかかわる役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令下で業務を遂行します。

9. 当社及びその子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びFR グループ各社の取締役等及び従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について当社監査役に都度報告します。前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、当社及びFR グループ各社の取締役等及び従業員並びにFR グループ各社の監査役に対して報告を求めることができます。
- (2) 当社及びFR グループ各社は、経営理念、FR WAY、及びFR コードオブコンダクトの適切な運用を維持し、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保します。監査役は、監査役に対する当社及びFR グループ各社の取締役等または従業員の報告体制について問題があると認めた場合、取締役等及び取締役会に意見を述べ、改善を求めることができます。
- (3) 当社は、当社及びFR グループ各社の取締役等及び従業員に対し、監査役へ報告を行った者を当該報告を理由として不利に取扱うことを禁止することを周知徹底し、当該報告者及び当該報告内容について厳重な情報管理体制を整備します。
- (4) 監査役は、会計監査人、監査部門およびFR グループ各社の監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を随時開催し、緊密な連携を図ります。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要事項の審議ないし報告状況を直接認識し、必要に応じて意見を述べることができる体制とします。
- (2) 代表取締役は監査役と定期的に協議し、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、

監査上の重要課題等について意見交換を行います。

12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、FR コードオブコンダクトにおいて以下の内容を定め、役員及び従業員に徹底することにより反社会勢力との関係断絶を実行します。

- (1) 反社会勢力には毅然として対応し、一切関係を持つてはならず、また反社会勢力から不当な要求を受けた場合、金銭を渡すことで解決を図ってはならないものとします。
- (2) 会社または自らの利益のために、反社会的勢力を利用してはならないものとします。

以上